

納期と口座振替日の一部が変更

問い合わせ

国民健康保険、後期高齢に関すること・
 市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)
 ☎01654③2111(内線3114~3116)
 介護保険に関すること・・・
 高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)
 ☎01654③2111(内線3234~3236)
 保育所保育料に関すること・・・
 こども未来課こども福祉係(名寄庁舎2階)
 ☎01654③2111(内線3242~3244)
 公営住宅に関すること・・・
 公営住宅担当(名寄庁舎3階)
 ☎01654③2111(内線3353、3354)
 下水道受益者負担金に関すること・
 上下水道室業務課業務係(風連庁舎2階)
 ☎01655③2511(内線2207、2208)
 個人市民税に関すること・・・
 税務課市民税係(名寄庁舎2階)
 ☎01654③2111(内線3201~3203)
 口座振替などに関すること・・・
 税務課納税係(名寄庁舎2階)
 ☎01654③2111(内線3206~3208、3211)

国 民健康保険税などの納付回数を8回に変更

平成31年度から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書で支払う場合の納期が、6期から8期に変更となります。一期ごとの納付額が減少することになります。1年間の課税額には影響がありません。各期の納期限まで、納め忘れないようお願いいたします。

なお、確定申告などで社会保険料控除の申告をする場合、国民健康保険税などの納付済額のうち、前年の1月1日から12月31日までの1年間に納付した金額が対象となります。

| 納期 | 納期限 |
|-----|--------|
| 第1期 | 7月31日 |
| 第2期 | 8月31日 |
| 第3期 | 9月30日 |
| 第4期 | 10月31日 |
| 第5期 | 11月30日 |
| 第6期 | 12月28日 |
| 第7期 | 1月31日 |
| 第8期 | 2月28日 |

第1期から5期までは従来の納期と同じとなり、第6期は納期限が変更され、次の2期が追加されます。

①第7期 1月16日~31日まで
 ②第8期 2月16日~28日まで

※うるう年は、2月29日までとなります。

※月末が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

税

金および各種料金の12月の納期限を28日に変更

12月に納期がある次の税金および各種料金の納期限は、28日に変更となります。



| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|--|-----|-----|
| 個人市民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 下水道受益者負担金 | 30日 | 28日 |
| 保育所保育料 市営住宅使用料 | 末日 | 28日 |

※下水道受益者負担金は、毎月使用水量に依っていたり、下水道使用料とは別のものです。

口座振替日の一部変更

市の税金および各種料金の納期限が休日の場合、口座振替日はこれまで「休日の前営業日」でしたが、納期限と一致するよう4月からは「休日の翌営業日」に変更となります。

※水道料金および下水道使用料は、従来どおりとなりますので、上記の納期限および口座振替日の変更は適用しません。

| 納期 | 変更前 | 変更後 |
|-----|--------|--------|
| 4月 | 4月26日 | 5月7日 |
| 6月 | 6月28日 | 7月1日 |
| 8月 | 8月30日 | 9月2日 |
| 11月 | 11月29日 | 12月2日 |
| 12月 | 12月27日 | 12月30日 |
| 2月 | 2月28日 | 3月2日 |

※平成31年度で各月末が休日にあたる月は上表のとおりで、他の月は末日となります。
 ※12月は納期限が28日に変更されました。

元号の読み替え

元号改正に伴う新年度の納税または納付通知書の元号表記について、通知書印刷スケジュールの都合上、新元号の表記とならない税および使用料などがあります。その際は「平成31年」は「新元号元年」、「平成32年」以降も同様に読み替えるようお願いいたします。